

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成27年12月16日（水曜日）

経済建設委員会

日時 平成27年12月16日（水曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 産業・立地部、建設部

第194号議案

「質疑・討論・採決」

第195号議案

「質疑・討論・採決」

第196号議案

「質疑・討論・採決」

第220号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 山口洋一 副委員長 柴田賢治郎

委員 下江洋行（議長） 白井倫啓 滝川健司 夏目勝吾

欠席委員 なし

説明のため出席した者

産業・立地部、建設部の副課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行 書記 夏目佳子

開 会 午前9時00分

○山口洋一委員長 ただいまから経済建設委員会を開会をいたします。

本日は、14日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第194号議案から第196号議案まで、及び第220号議案の4議案について審査をいたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第194号議案 新城市地域産業総合振興条例の制定を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 これを読みまして、前回ですね、9月9日付の資料を見ていきました。鈴木誠委員長が答申した内容ですが、かなり内容が変わってるなと思いました。これだけ内容が変わってしまうと、どう検討したのかなというのがよく見えないんです。

具体的にどこのところを変えたか。なぜそのように変えたかということをお聞きしたいと思います。

○山口洋一委員長 内藤副部長。

○内藤晃吉産業・立地部副部長 まず、基本的に、目的、定義、それからあと市長、議会、事業者、市民の役割、基本的方向、そして最後に終わりのほうに産業自治振興協議会ということで、基本的には大きな変更はないと我々は考えております。定義のところで行きますと、若干省略しております、市民、事業者に変えさせていただいております。

それから、新たに基本理念ですか、第3条ですか、基本理念を設けさせていただいております。

これまでの条例の審議委員会で議論してきた内容、それぞれ委員の意見等、そういったポリシーみたいなものは十分新たな新しい条例ですか、そちらのほうには盛り込んだつもりでおります。

以上でございます。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 具体的にどこを変えたか。その理由は何だと。どういう経過でそういうふうになったのかということをお聞きしましたので、今、定義を省略したとか基本理念を追加した。委員のポリシーは変えてないと言われましたが、ここところが大きく問題だなというふうに思ってるんです。理念が変わったと。審議委員会が出した前の条例素案、ここから見ると理念が変わっちゃってるなというふうに僕は思いました。

お聞きしたんで、もう一度確認しますが、なぜ変えたのか。具体的にお答えお願いしたいと思います。わかりにくければ一つ一つお聞きしていきます。

それでは、僕があれ何で書いたのかなというふうに思ったところからお聞きします。

まず、前文になりますが、前文の捉え方が、素案に比べまして厳しくなったところがあるのかなと思いました。

例えば、今回提案された、最終提案された条例ですが、中ほどに「地域産業を取り巻く経済社会環境の著しい変化に迅速に対応することが必要である」当然のことなんです、こういう言葉を追加したということ、なぜこういう言葉を追加したのか。取り組む姿勢を変えたのかどうかとか、その下のほうに、今までの枠組みにとられない新たな取り組みを推進することが重要となるという言葉も新たにつけ加わっているように思いますが、この前文のところ素案に比べて、文書的にも多くなっていますが、素案に何が足りないというふうに思ってこのように文書を変えたのかということをお聞きします。

○山口洋一委員長 内藤副部長。

○内藤晃吉産業・立地部副部長 ただいまの御質疑ですけれども、素案と条例案、先ほど今までの枠組みにとられないということなんです、条例、素案のほうにも、新たな取

り組みが必要と言えますというふうなことが書いてあるんですが、今までの枠組みにとらわれないという言葉は補ったというふうには理解しております。

経済社会環境の著しい変化、これも素案の内容を補うものということで新たに追加させていただいたと。素案の段階でも盛り込むことはできたんですが、丁寧に条例のほうつくりましたので、新たに言葉を補ったというふうにお願いします。

以上です。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今までの枠組みにとらわれないということは、素案の中に新たな取り組みっていうふうには確かに書いてあるんですが、今までの枠組みにとらわれないという、この思っているのは重要なことだと思いました。

ですから、追加されたということについて異論があるわけではないんですが、具体的に今までの枠組みにとらわれないということは、これまでは枠組みにとらわれていたというふうには裏返しで考えられるんですが、この想定する今までの枠組みっていうのは何を言っているんでしょう。

○山口洋一委員長 内藤副部長。

○内藤晃吉産業・立地部副部長 これまでいろんな施策が展開されてきました。そういった今までの施策、そういったものを超えると言いますか、今までの常識を一変覆して、見直して考えるというような意味を込めて、今までの枠組み、新しい視点、もう少し高い、もっと高いところから見おろして見るというふうな、別の視点で見るとというような意味を込めて、新たな枠組みというふうなことを入れました。

以上でございます。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 ここが大事なかなというふうに思います。言葉で言えば新たな視点であ

ったり、今までにない考え方とかというふうには言えるんですが、具体的にこれまで新城の産業振興において、こういう部分にこういう枠があった。こういう枠の中で考えてしまった結果、なかなか前に出れなかったということだと思えますよね。その枠とは何なのか。お聞きします。

○山口洋一委員長 古田部長。

○古田孝志産業・立地部長 今までの枠組みということの解釈の仕方なんですけれども、これまで新城市をはじめ、地方都市の産業政策というのは、国や県の施策をそのまま追従して行うパターンが非常に多かった。新城市も例外ではございません。このため今回の地域産業総合振興条例では、市が独自に考える自主的な政策も形成して、産業施策そのものを国、県等の施策のコピーからそれ以上の自主的な取り組みも含めて、総合的な産業政策を立案するという意味で、今までの枠組みとは少し異なるという意味合いを持たせております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 それでは、定義のところに行きますが、定義がかなり簡素化されてしまったなというふうに思います。素案のほうはかなり隅々まで含めての定義をしてるようには思うんですね。今回は市民と事業者という形に定義がされてるんですが、素案では地域産業とか、産学官勤労とか若者とか、その言葉をあえて強調してるわけですね。なぜこういう素案の中で委員の皆さんが考えた自治という点では、このことが重要なかなというふうに思えたんですが、なぜ外してしまったのかお伺いします。

○山口洋一委員長 川合課長。

○川合教正産業政策課長 この定義の内容につきましては、この条例に登場する人物をしっかりと出すということと、若者とほかの自治基本条例等ですね、を定義されているものにつきましては、この条例自体が、素案にも

書いてありますとおり、自治基本条例の趣旨を産業自治という考え方から共通するものですから、こういうものについては自治基本条例の中の定義を使うという形の中で、登場人物をはっきりするという意味で、市民と事業者という形で整理をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 僕は逆に、この条例によって市民一人一人が新城の産業を考えていこうと。みずから担っていこうというものであると思うんですね。一市民自治基本条例に規定してると言いますが、それ見ろということでは、この条例の位置づけっていうものをより親切にという、市民により親切にわかっていただくという点では足りないと思います。その点では素案で言う若者であったり地域産業であったり、こういった配慮が必要だというふうに思いますが、返ってこれは市民にとって煩わしい、これだったらあっち見るとか、意識できづらい内容になってしまったように思うんですが、その点についての議論っていうのはされたんでしょうか。

○山口洋一委員長 川合課長。

○川合教正産業政策課長 こちらにつきましては、法務担当との協議の中で、こういう法務的に、そういうものを入れることは、若者とかというものは入れることはできるという内容ではありましたけれども、重複するという意味で、やはりこの中で条文としての内容からそういうものはほかのところできっちり書いてあり、皆さんが自治基本条例を認識するというこの自治の中の尊重するという部分を生かしたほうがよりいいだろうという判断のもとに、この中では、はっきり登場人物だけをしっかりと書くという形の中で調整をし、この議案になったということで御理解いただきたいと思います。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 そのところは、僕は納得できないんですが、これは平行線になりますので、次の疑問点についてお伺いします。

基本理念というのが入りました。この基本理念っていうものをなぜ入れたのかということをお伺いします。

○山口洋一委員長 川合課長。

○川合教正産業政策課長 この基本理念につきましては、素案の中では、はっきりこう条文としてはあらわれておりませんけれども、事業者の自主的な努力と創意工夫は当然だろうという話の中から進んでいたというふうに考えています。

このパブリック・コメントを取ったときに、やはり産業に対して真剣に事業者が向き合わなければ、その発展、創造の部分について責務と言うんですかね、がはっきりしないのではないかと。

ですので、素案の中に書いてない趣旨というものは、やはり条例の議案として、条文として、はっきり書いていくことが必要だろうということで、パブリック・コメントの中でもどうしても事業者のウエートが薄いのではないか。それから市民が取り上げられてるのに事業者が努力と創意工夫というものがなければ進まないのではないかというパブリック・コメントの中の意見を尊重させていただいて、この中に基本理念として取り入れたということでございます。

以上でございます。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 3条を読みまして、これ基本理念じゃないなと思いました。基本理念というのは、新城の産業をどうするかということであって、事業者の責任ではないということを委員会の議論でも明らかにしてると思うんですね。事業者の考え方が、責任が薄いと今、言われたんですが、事業者というのは生きていくために必死なんですよ。意識なんか薄くないんです。

ただ、地域産業を興すっていうことになったとき、地域の発展というものが必要になってくるんです。

委員会の議論の中で書いてあるんです、ちゃんと。ちょっと読みます。

最後のほうに、「こうした観点で審議委員会の回数を重ねることによって、私たちは産業振興とは国の補助金等によって取り組む行政施策を言うのではなく、市民が働きがいを得られる職場をつくること。すべての市民が潜在能力を発揮できる条件を制度として整備することに気づきました。そしてそうした施策は行政のみでつくるのではなく、市民や事業者、行政区等の協力、連携し、まさに市民協働によって策定し、運用することが重要であることを知りました。さらに産業政策は働く機会をつくることに終わるのではなく、地域の自然環境を保全し、歴史、文化を継承し、未来に向けて新都市をよりよい町へと再生、創造していくことに通じなければならないことにも気づきました」

ここに書いてあることが僕は一番大事だと思うんです。この基本理念、今回出された第3条を読んでいきますと、市民にとっては何だと、この条例は。市民に考えてもらいたいのは、この地域が存続するために、継続するためには地域の環境も含めて、自分たちの幸せを産業によって残すんだという理念があるから振興条例だと思うんですよ。この3条のこれが基本理念になってしまいますと、こんなのは行政じゃない、事業者がやりなさいよと。もうけなさい、ちゃんと。市は当たり前のように、市としての政策つくりなさいよで終わってしまうと思うんです。だから本当に審議委員会の皆さんの何回かの審議を尊重するというので基本理念を書くのであれば、この理念は余りにも薄い。一面的だと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○山口洋一委員長 川合課長。

○川合教正産業政策課長 基本理念の第3条のところ、ちょっと読ませていただきますと、「地域産業の創造及び発展は、事業者の自主的な努力を助長し、及び創意工夫を活かすことを基本として、市民、事業者及び市の密接な連携の下に行わなければならない」

ただ、基本とする理念の中とプラス市民と事業者、市の密接な連携のもとという形で書かせていただいたところが、この先ほど白井委員のおっしゃられた、こうした観点からというところの内容を、この密接な連携という部分です、を図るということで、のもとに行うという内容に書かせていただいているということで御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 普通の市民が読んで、「地域産業の創造及び発展は事業者の自主的な」という、そういう書き出しで始まってますんで、普通に読めば、事業者が地域産業のことやれよ。市民も事業者も連携のもとにやらないといかんけど、市民がどうしても表に出てこない。この文書では。

この文書を読んで、先ほど委員会が議論した内容を理解できる市民がいると思いますか。

○山口洋一委員長 川合課長。

○川合教正産業政策課長 この部分の内容につきましては、やっぱり前文とトータルの中でお考えいただければ御理解いただけるものというふうに考えておりますし、パブリック・コメントを取らせていただいたときも、前文等の内容は市民、事業者、そういう市が連携を持つことが大切だろうというような意見もいただきましたし、それからそういうパブリック・コメントの積極的な、肯定的なという意見もいただきましたので、パブリック・コメントの中の部分ではございますけれども、御理解をいただけるものというふうに考えております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 基本理念っていうのが新たに付け加わって、当然必要なことだと思うんですね。

ただ、やはりこの振興条例は今までの枠組みっていう、先ほどの議論もあったんですが、今までの枠組みっていうのは本当に国のほう見とったわけですよ。みずから産業を興そうというような市民との連携がなかったんです。その枠組みをぶっ壊そうよっていうことを先ほど言われたんですね。そうであればなおさら基本理念の中に市民っていうのは事業者任せにしたらこの地域の産業を通して地域の環境、自分たちの生活を守っていくこともできないよということを明記しなければ、振興条例は単にすつと読んで、事業者の皆さん頑張るといふふうに思えますが、ここも平行線になると思いますので、次に移りたいと思います。

次の役割なんですが、役割のところも非常に薄まったなというふうに思います。素案では市長の責務っていうことが最初にありました。その後、議会、事業者、市民という形になってたんですよ。それが変わりましたよね。市民の役割がぼこんとこう出てきた。だけど市民の役割がどこにあるかっていうことを今までの条文で言えばよくわからん。事業者頑張るといふふうになってるのに、いきなり「市民の役割かい、この条例は」といふ捉え方になりそうな順序になってるんです。

それと、市の役割っていう形で、これは市の役割ではなくて、やはり市長としての明確な方向をやるっていう意味では、素案にあった市長の責務、市長の役割ですよ。議会だって二元代表制として審議委員会の皆さんは議会もちゃんと責任を取ってくれと。当然のことなんですよ。市長が出れば議会、市が出れば議会があつて当然なんです、議会が抜け落ちちゃったんですね。なぜでしょうか。

○山口洋一委員長 川合課長。

○川合教正産業政策課長 まず、この市民を一番最初の役割というふうに出させていたのは、やはり今までどちらかと言うと、産業は事業者とし、関連団体のみで行えばいいというような内容から、やはり市民との情報共有が今、途絶えてる状況で、やはりそこでそれがつながることによって事業者も生かされますし、そこで生活される市民の方たちも情報を得、商品を買える状況というような内容ですね、そういうものにつながっていくのではないかということと、それからこの市民の役割の中に書かせていただいた、やっぱり事業者も一生懸命努力してますよと。そういうものをしっかり理解しましょう。その上で自分たちでどういうふうなことができるのかということを考えていただきましょうという部分も含めて、第1の役割の中で、市民という部分を今までなかった。今までないがしろにされたという言い方は語弊があるかもしれませんが、そういう方たちにこの条例は光を当て、そこにこれからの取り組みを、これまでの取り組み以上の部分を創造と発展につなげていこうとする内容です。

それから、市長、それから議会の責務につきましては、市というものという概念の中で、議会も含めて一体となってやるということで、議会だけではなく、市長だけでもなく、市全体としてやっていくという形を示したいという思いをして、今回は議会という部分は、基本計画の中で、あらゆる場面で情報共有をしながら、アドバイスをいただきながら、市全体でつくっていくというような一体の部分というものを強調したいがために、議会の部分の責務というのは一体化する部分の重要性という部分を含めて、市長だけではない、議会だけではない、市長も議会も全体すべてを統括する中で、市民と事業者と向き合っていくという形の内容を示させていただいたということで御理解いただきたいというふうに思います。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 余りにも難し過ぎます。それだけのものを、これを全て市民の皆さんに理解して、市民が主役となって、これから地域産業興していきますっていうことにはなりづらい。この条文がかえって難しくなっちゃってると思うんです。だから素案は非常にわかりやすいんですよ。

市って、今の話ですと、順番に行きます。市民の役割のところでも第4条、最初に前条の基本理念にのっとりっていうふうに書かれてると、市民は基本理念を見てみたときに、最初に事業者が出てきてるんで、事業者が頑張れよと。

ただ、事業者だけでは何ともならないんで、その手助けぐらいは市民やったらいいんじゃないのっていうしか見えない。そうじゃなくて、市民の皆さん、あなたの生活、次の世代の生活を守るためにも地域産業を興すということが市民にとって大事なことな、自分の問題なんですよ。産業を興す具体的に事業者となってもらえる人たちもやはり市民なんです。市民を支えていこうと。みんな支えていこうということであるのに、先ほどの議論になるんですが、基本理念がこれでは見えない。市民として何していいかわからないんじゃないかということなんです。だから理念はもっと明確にしないと、市民の皆さんは今までどおり、枠組みの中で、市は国の補助金で政策をつくるんだよね、事業者はそれで頑張っちゃいいじゃん。自分たちはできるんだったら買うよぐらいになっちゃうんじゃないかというふうに思うんです。

それと、市の役割なんです。市の役割は議会も含めて、市長も含めて、職員も含めて、みんな含めてというような理解で行きますと、市民も市なんです。市の中に含まれちゃうんです。

ですから、わかりやすくする意味では、市長の責務もちゃんとあるんだよ。議会も市長

が提案する。それを待つだけではなくて、議会もちゃんと政策提案するんですよということが素案では具体的に書いてあるわけですよ。だからこういうことのほうがわかりやすいし、市民が今回の条例はあなた自身の責務と言うか、あなた自身が新城を産業振興していくんですということを言うのであれば、この文書、余りにも行政側の都合で勝手に切り張りしちゃったのかなというふうに思います。その点についてはどのように。これで市民は本当に理解できるかどうか、その点考えたんでしょうか。

○山口洋一委員長 川合課長。

○川合教正産業政策課長 条例の審議過程も含めて、やはり市民の方たちにどういうふうなメッセージを送っていくかっていうところが、条例審議を丁寧にやっていくっていうところから、やっぱり導き出されて素案というものはできたというふうに思っております。

無論、その素案自体は、市民の方たち、事業者の方たち、無論若者の方々、女性の方たちも御参加いただいてできた内容ではございますけれども、やはり市として、やっぱりしっかりメッセージも伝えなければいけないというものもございます。

無論、条例というものは議会にお諮りして、認めていただいてっていう部分もありますので、やはりこの部分では、やっぱり市民の人たちの部分の内容というものは、すごく重きを置いてきたという部分を感じておりますし、法務等の協議の中でも、ここはという部分については、市民の方の理解を深める意味で入れさせていただいたという部分もありますので、その辺はなるべく理解ができるような形の中で条例の議案というものをつくらせていただいたということで考えております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 この議論は、市民にとってわかりづらくなってるんじゃないかっていうことなんです。国の政策に頼らないっていう

ことであれば、市民にできるだけわかりやすくかみくだいて、この条例の内容はこうなんですということを一から一〇まで説明せんとわからんような状況ではだめだと思っやね。

基本理念が、これが非常にあいまい。余りにも短縮し過ぎちゃって、市民としてかわる部分がよくわからんくなっちゃってるということをお願いなんです、どうもこれも平行線になると思いますので、次のところに行きます。

基本計画の策定ということが出てきてるんですが、基本計画の策定を今回は市長が定めなければならないということになりました。

産業自治振興協議会は、協議と。基本計画の策定及び変更その他地域産業に関する重要事項について協議するためっていうふうになってますが、素案は策定するというふうになってました。市長が計画をつくり、今回は産業自治振興協議会が協議する。これだったら今までと変わらんじゃないかと率直にまず思いました。素案の中にある、これからは自治だと。市民みずから産業をつくっていくんだという意気込みが感じられました。産業自治振興協議会というものをつくり、産業自治という言葉も言いながら、協議会はまだ策定するっていうふうになってましたよね。振興計画、地域産業振興指針及び振興計画を策定し、適正な運用を行っていくということまで明確にしました。やはりこれは自治ということ、国の枠を超えるんだということで、産業自治の中で審議会の皆さんはこういう条文つくったというふうに僕は理解しましたが、今回、市長が決めてしまうっていう、決めたことは協議はさせるよと。だけど市長が決めるんだからね。議会がオーケーすればそれで決まるんだよというふうになると、今までの条例と変わらんじゃないかっていうふうに思えるわけですよ。

基本計画を市長が策定するっていうことだ

って、こんなん当たり前のことで、今回新たに振興条例つくって市長が基本計画つくりなさいなんていうのは、こんなばかなこと決めちゃいかんと思うんです。市長は当然、新城市総合計画があるわけですし、今であれば地方創生に基づいて、総合戦略っていうものをつくるわけですよ。市長としてやるべきことはそこにあるんです。それをわざわざ条例つくってでもですよ、基本計画は市長がつくりなさいなんて、これでは条例の意味もうないというふうに思いましたが、その点についてお伺いします。

○山口洋一委員長 川合課長。

○川合教正産業政策課長 この産業自治振興協議会が、条例の策定までやった場合、どう責任と言うんですかね、責務としてやれるかという議論になりました。やはりじゃあもし策定が責任という部分の内容でしっかり担保できるかどうか。独断専行になったときに、じゃあそれができるかどうかっていう部分も、危惧される部分もありまして、無論趣旨としては、産業自治振興協議会の産業自治を進めるという内容でありますけれども、計画を策定して、それを進めていける部分の内容にまで踏み込んだ形で組織した場合、その責務に対する一方で、責任というものをどうとらえるかどうかという部分につきましては、やはりなかなかこれ市長の附属機関という形に今回はさせていただいて、無論公平性、透明性というものはっきり市民の方たちにも見ていただきながら進めるという状況の中で、市長が策定するという形で、市長が責任をとるという内容の中で完結していくものだろうという、ものにしなければいけないということで、この産業自治振興協議会は市長の諮問を受けて答申をし、計画に意見が反映されたものになっていくということで進めたいというふうに考えております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 結局、国の枠から超えられ

なくなってしまったと思うんですね。新たな枠組みをつくるって言ったって、結局、今までの枠組みじゃないですか、今の説明だと。産業政策っていうのは市長がつくるの当たり前なんですよ、こんなもん。予算つけるのも市長ですよ。その市長を超えられる市民なんておられないですよ、そんな。今の説明聞いたって。そんな当たり前のことなんです。

しかし、今の新城市の状況を考えてみたときに、行政だけではもう何ともならん状況になってきた。市民の知恵と力、これを結集しないと何ともならない状況になってきて、先ほどの枠組みを変えるとか、もう経済社会環境の著しい変化に迅速に対応すると。これをするためには市民みずから覚悟してくれという条例にしないとだめだと思うんですよ。責任取れますか。取れないでしょう。だから市長やってあげます。これだったら今までと変わらないじゃないですか。あくまでもこの条例に基づいてつくる基本計画っていうのは、市民が自分が覚悟をして自分もやるんだよということで計画をつくってくれと。それに対して当然、市長も議会も好きなようにやれと。予算どんどんつけてあげるなんて、あり得ないじゃないですか。そんな当たり前の話で、今回の条例の目玉は、僕は自治、産業自治という言葉1つが、それが目玉かなというふうに思ってたんです。それが産業自治がなくなるんですよ、そんなこと言い出すと。市民にどこまで責任取ってもらうかなんていうのは、最終責任は何やったって市長ですよ。市民が幾ら計画つくったって、市民が予算自分でつくってできるなんていうのはまれ。市民が出資募って産業興しやってもらおう。そんなやってもらえばいいんです。それに対して市長、議会が支援する…。

[委員長、簡潔明瞭に進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。という声あり]

○山口洋一委員長 はい。

○白井倫啓委員 ということじゃないですか。そうなる、この条例っていうのは、従来の枠から超えない。単に条例つくって産業振興、新城やってますっていうことをアピールするだけに見えてしまうんですが、何か矛盾感ないでしょうか。せっかく審議会の皆さんがいろんな議論してくれた結果として素案ができたのに、素案の趣旨、思いついていうのがどうも行政の枠組みの中で変えられたように思えて仕方がありません。そんなことないですか。審議委員の皆さんにこの条例案について見てもらったですか。

○山口洋一委員長 川合課長。

○川合教正産業政策課長 まず、市民の審議委員会の方たちには、答申があった後、意見交換会という形の中で、この内容についてはですね、見て、パブリック・コメントを取った上で、どういう意見が出て、どういうことだという説明はさせていただいております。

それから、この第7条の中で、やはり政策という、ここで施策ではなくて政策という、これは第7条のところの部分で、市民、事業者、市がですね、を約束としてこういうものをやっていこうということを、第7条の中で示しておりまして、その個々具体的な計画を市長が定めるという内容になっておりますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 市長が基本計画を持つのは当たり前のことなんです。市長がここまで踏み込んでしまうと、この条例っていうのは意味がない。市長が産業政策をつくるのは当たり前の話なんですよ。これは市民が中心となって動いてくれという条例にしないと、市長の責任を薄めることはあってもプラスにはならないと思います。

これ以上やっても仕方がないかもしれませんので。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今までの議論を聞いていて、白井委員の思いつて言うか、思惑の違いはどこにあるのかなって今、見ていたんですけども、審議会委員、要するに市民の皆さん、産業界の皆さんが集まってつくった自分たちの文書、自分たちの言葉でつくった素案と、それをもとにして行政がつくった、この要するに条例としての体裁を整えた条文がちょっと差があるって言うか、表現が変わったり体裁が変わったりした違和感が大きく左右してるのかなと思うんですけども、思いは私は一緒だと思っています。

ただ、表現なり構成が違ったりということで違和感を感じて、何か物足りなくなってるのかななんて思いながら聞いておりました。

議論はいいですけども、私も少しだけ確認させていただきたいのがあるんですけど、基本計画の策定、もう基本計画なんて市がつくり、市長がつくるの当たり前のことなんで別にそれはいいんですが、この基本計画の、先ほど白井委員が言われたように、市には総合計画で基本計画があり、総合戦略でも今、具体的な事業計画も含めた総合戦略をつくって、ここでつくってくる基本計画、それぞれの計画が地域産業の中にも当然書かれておると思うんですけども、それぞれの位置づけと連携と、どういう捉え方をしていけばいいのか。それぞれが独立しておる中で、どうやって例えば今度のこの条例に基づく基本計画の今度は実施計画はどうなっていくのか。じゃあ実施計画はどうやって実効性を担保していくのかとか、そういうとこまでが他の計画とどうやってリンクしていくのか。カーボンコピーを3つつくっているようではないのかとか、いろんなことを、共通することも当然出てきちゃうはずですよ。それをどういうふうに、これは地域産業だから総合計画は市全体のあれですからとか、総合戦略はひと・まち何とかですからという、それぞれ言葉の使い分け

で結局同じことを3つやろうとしてるのか。いろんなことを感じてしまったんですけど、まず確認したいのは、基本計画の位置づけとそれぞれの違い、あるいはその辺についてももう少し説明していただければ。

○山口洋一委員長 内藤副部長。

○内藤晃吉産業・立地部副部長 まず、この条例でつくられる基本計画、それと総合計画の関係ですけれども、当然、総合計画は最上位にありますので、その下に位置する。今回の条例の基本計画がその下に位置するものと。

「まち・ひと・しごと総合戦略」というのは、総合計画の下にありまして、産業とは違う分野ということで並列しているということで、上位に「まち・ひと・しごと」それからうちの産業の上位に総合計画があって、その下にうちの条例関係と、それから離れたところに「まち・ひと・しごと創生」があります。

今回の産業振興条例なんですけれども、現在の案で行きますと、総合計画の基本構想と同じ期間の、目標を定めたビジョン、それから平成30年度までを計画期間とする実施計画を策定することを予定しております。

それから、「まち・ひと・しごと総合戦略」の関係なんですけど、そちらのほうの5年間の先行的に取り組む政策、この中に、今回のうちの条例の基本計画である地域産業振興政策というものを、この「まち・ひと・しごと」の先行的に取り組む政策の中に事業として組み込むことを予定しております。

以上です。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 位置づけの上下とか、そういうことを私は聞いてるつもりはなかったんですけども。要はどうやって地域産業振興していく、それぞれの計画が、法的には総合計画が上でとかこうでとか地方創生がとかそういう体系的な位置づけじゃなくて、新城市にとってやらなければいけないことをそれぞれ計画にあるんだけど、3つつくって例えば

同じ計画、同じ中身がそれぞれに出てくる可能性だってあるわけですよ。それを総合計画はこれはあれだとか、それぞれ分けて使い分ける必要ないと思うんですね。やろうとしてるところ1つだし、目的も1つだし、成果も1つなはずですよ。そうやって計画つくるのが行政の仕事だって言えば、それまでなんですけど、それをつくることによって少しでもこの市民あるいは産業界にとってやりやすいって言うか、動きやすい、そういう形が生まれてくればいいかと思えますけど、実施計画も当然つくられていくと思えますけども、それをどうやって担保していくのか。またこの担保する中での協議会の役割ですとか、その辺についてももう少しお願いしたいと思うんですけど。

○山口洋一委員長 川合課長。

○川合教正産業政策課長 産業自治振興協議会の内容と、やはり計画という部分の内容という部分で、やはり地域産業総合振興条例が、各農業分野だとか、それから林業分野だとか、もう既に条例も持っておったり、計画というものも実際には持っております。

もう既に、この条例が通ったという内容になれば、連携を図る部内的な、横断的になって言うんですかね、という組織と言うか、会議を持って、やはりまずは条例の内容をしっかりと理解していただいて、それで各、今ある既存の計画の中で、どんな内容ができて、どんな内容が今、横断的にできていないのかという整理をした上で、地域産業総合振興条例の基本計画の中でやれるものと、それから個々の事業の計画の中でやれるものとを、やっぱり峻別した上で、どちらでやったほうがいいかも含めて、やっぱり討議、協議しながら、進めたいというふうに思っております。

ですので、農業分野であれば、農業のことはやるけれども、1次産業、2次産業、3次産業が合わさった6次産業をどうするかという話になかなかかなりづらいついていうことに

なれば、6次産業の部分については、やはり地域的な資源をしっかりとらえた上で、どこでやるべき、どこの施策で、実施計画でやるべきかっていうことも議論をしていきたいというふうに考えているという状況でございます。

ですので、重複だとかという部分はなるべく避けた上で、有機的につながるということが一番大切かなというふうに考えているということで御理解いただきたいと思えます。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると産業・立地部が所管する農業、林業、観光、商工、いろんな分野がそれぞれ計画持ったり実施計画持って事業やってますよね。それらをこの産業自治振興協議会がこうコントロールするという。コントロールとは違うけれども、ちょっと違うけれども調整と言うのか、ちょっと言葉思いつかないけど、そういう役割をこの自治振興協議会が役割を担って実効性を確保して担保している。そういうふうな解釈でいいのかな。違うかな。

○山口洋一委員長 川合課長。

○川合教正産業政策課長 イメージされていることは同じだと思います。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ちょっと細かなことで1点だけ確認します。

基本計画を定めるに当たって、市民、事業者より議会の意見を反映することができるように必要な処置を講ずる。この必要な処置っていうことは何を想定されてるのか。市民、事業者、議会という、ここには3つ出てきますので、その必要な処置とはどういうことを想定されてますか。

○山口洋一委員長 川合課長。

○川合教正産業政策課長 やはりこの条例の趣旨、内容というものをまず理解していただくための機会をつくっていくということで、そういう意識を醸成する部分の内容をしっかりと

りつくっていかねばいけないうこと
で、来年度の話になってしまうのであれなん
ですが、そういう機会をつくっていくという
形の中で、無論既存の今までやってきた内容
にプラスアルファして、「まち・ひと・しご
と」の部分も含めて、計画を実施、施策とし
て実施していきたいというふうに考えており
ます。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 聞いていることと答えが違
ったような気がするんだけど、基本計画を定
めるに当たって市民、事業者、議会の意見を
反映することができるような必要な処置って
いうふうに今、聞いたつもりですけど、条例
は別に、とか既存の計画を理解してもらって
いうのはそんなのは当たり前のこと。その
基本計画を定めるに当たってというのは、基
本計画の話もずっとしてはいますが、市民、
事業者及び議会の意見を反映する必要な措
置ってというのはどういうことを想定されて
ますかっていうことを聞いたつもりですけど
ね。

○山口洋一委員長 川合課長。

○川合教正産業政策課長 ここで言う内容に
つきましては、やはりそういう機会をどんど
んつくっていくっていうことが必要なと思
ってますので、やっぱり無論意見をいただく
という部分で、こちらから前回と言うか、条
例の審議をするときもヒアリングをしたり、
アンケート調査したりという部分もありま
して、やっぱりそういうものを恒常的にこう聞
いていくという部分をつくっていききたいとい
うふうに考えております。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ここで基本計画については
そうやって必要な措置を講ずる。

協議会のほうでは、基本計画の策定、要す
るに定めるに当たって委員を選んでいるんだ
と。ここには市民や事業者はおるけど、議員、
議会は入らないで、議会はまた別の機会
で計画の策定について意見を聞くという、そ
うい

うスタンスですか。

○山口洋一委員長 川合課長。

○川合教正産業政策課長 そういう機会をつ
くらせていただきたいというふうに思ってい
ます。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はございま
せんか。

[発言する者なし]

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 ただいま議題となってい
ます第194号議案 新城市地域産業総合振興条
例の制定に対しまして、反対の立場で討論し
ます。

きょうの議論聞いてますと、今まで産業振
興については当然、市長が最高責任者として
政策を打ってきた。

しかし、それが何ともならないような状況
にもなってきた。新たな枠組みの中で新
城市の産業興しをやらなければならないとい
う状況の中で、市民の役割、市民として将来
の新城市をどのようにつなげていくかと、将来
へつなげていくかということを考えてほしい
という思いが条例だと思っておりましたが、ど
うも最後には、市長が基本計画をつくるとい
うことになってくると、従来の計画と変わら
ないじゃないかというように思えて仕方がな
いんです。あえて条例をつくるのではなくて、
市長としての責任果たしなさいというだけで
いいと思うんですね。

何回か審議委員会の皆さんが議論してきて
いただいた。その内容から考えれば、産業自
治、みずからの地域はみずから守ると。みず
から守るために必要な産業を興していくとい
うことが重要だという、その視点を大切にす
るということであれば、産業自治振興協議会、
ここのあり方を検討するだけで、あえて条例

をつくる必要ないというように判断しまして、反対とします。

○山口洋一委員長 ほかに。

柴田副委員長。

○柴田賢治郎副委員長 私、柴田は賛成の立場から、この条例について賛成の立場で討論をしたいと思います。

新城市地域産業総合振興条例においては、この当市において、また日本においても、産業の下支えである中小企業の方々が主に対象になるということを思っております。

その中で、中小企業が一番悩まれていること、まさに世代交代でございます。世代交代をするにも、今までの枠組みを超えて、新たな若い力、若者及び女性をはじめとする企業の方々が産業に入っていけるような今までの枠組みを超えた状況をつくり出す必要が当市には必要かというように思います。

しかし、それにおいては、やはり行政として民間に対して影響力を持つことの大変さの中では、このような形で市民も交えながら、また市長の思惑を入れながら協議会をつくって、市のメッセージをしっかりと市民に伝えていくということは大変重要なことじゃないかなということを思います。

また、詳しくは本会議のほうで話したいと思いますが、以上のことをもちまして、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

○山口洋一委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第194号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山口洋一委員長 起立多数と認めます。

よって、第194号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第195号議案 新城市下水道事業の設置等に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第195号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第196号議案 東三河都市計画新城下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第196号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

第220号議案 新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 それぞれの簡易給水施設の給水戸数、給水人口を教えてくださいと思います。

○山口洋一委員長 安形鳳来地域整備課長。

○安形保孝鳳来地域整備課長 それでは、各簡易給水施設の給水人口を御説明いたします。

恩原簡易給水施設ですが、給水人口ですが、10名です。水ノ口簡易給水施設9名。中下島田簡易給水施設17名。北平簡易給水施設22名。上島田簡易給水施設27名。黒沢簡易給水施設10名。大林簡易給水施設28名。山中簡易給水施設15名。恩原下簡易給水施設16名。大代簡易給水施設についてですが、ことし再調査させていただきまして、ちょっと大代のほうの人数が回答なかったものですから、戸数で言いますと17戸になっておりまして、住民基本台帳上は35名となっております。若干の違いはあるかと思いますが、以上でございます。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 かなり小規模な給水施設ということなんですけども、10年間の指定管理ということなんですけども、過疎化、高齢化が著しい地域だと思います。それぞれが、10年できますか。存続があるのかどうか、それはその時点でまた考えればいいことかもしれないんですけども、こういう施設がやむを得ないと考えるのか、それから上水、簡水の統合が平成29年でしたっけ。平成29年に経営統合ですよね。それとは別の給水施設という扱いにせざるを得ない。経営統合してあげたほうがいいのか、できない物理的とか、その辺を少しお願いします。

○山口洋一委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 地域性とか、経済性つ

て言うと語弊があるかもわからないですけども、その点を重視しと言いますか、やむを得ない事情等というところで、私のほう考えておるんですけども、そういったところによろしいでしょうか。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ちょっと答えになってないんですが。

○山口洋一委員長 小笠原部長。

○小笠原伸吉建設部長 この簡易水道施設につきましては、もう地形的に急峻な山合いにあたり、簡易水道を接続することで1人当たりの負担金がかかりふえるし、簡水全体の経営もかなり困難になるということで今までこういう地元のほうで、地方自治法が変わる前までは地元委託するよう形ですと管理をお願いしてきた施設であります。地方自治法で指定管理者制度ができてからは指定管理者制度にのっとった形で地元をお願いしていくわけでありまして。

例え1人になっても水がなしというわけにはいきませんので、施設としては残るということで、10年ということで契約をさせていただきましたので、よろしくお願ひします。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第220号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定をしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認め、そのように決定をしました。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時09分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 山口洋一